

# 消費生活 相談

## 高齢者の消費者トラブルが増えています！被害を防ぐには、家族や周囲の方の“見守り”が大切です

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、高齢者の消費者被害に関する相談が多く寄せられています。高齢になるにつれ、訪問販売や電話勧誘販売の相談が増加しており、60歳以上の方の消費者トラブルの特徴としては、健康商品などの定期購入に関する相談や、情報通信関連の相談が多くみられます。

消費者トラブルは決して“ひとごと”ではありません。“自分は大丈夫”と思い込まず、日頃からさまざまな消費者トラブルについて知っておきましょう。



### 相談事例

【事例1】 SNS 広告を見てお試しのつもりで健康食品を購入したら、定期購入だった。表示が小さくて、よく読めなかった。

【事例2】 電話で光回線契約を勧められて承諾してしまいましたが、インターネット環境がなく不要なので、解約したい。

【事例3】 認知症の両親が、不要なはずの屋根修理工事の契約をさせられ、生活に困っている。

【事例4】 購入した女性用かつらの無料アフターケアのため、店舗に定期的に通っていたところ、シャンプーや育毛剤、増毛サービス等を勧めら

れ、次々に契約してしまった。

【事例5】 眼鏡店で受けた聴力測定の結果から「早めに補聴器をつけないと認知症になりやすい」と言われ、補聴器をその場で購入した。しかし後日、専門医に測定してもらったところ、補聴器は必要ないと言われた。

【事例6】 説明をよく理解せずにスマートフォンを契約してしまった。その場で使い方は教わったが、すっかり忘れてしまい、電話に出る方法が分からない。



### 被害に遭わないために…

- ▽通信販売を利用する際は、購入後のお試し期間の有無や返品条件などを確認し、慎重に判断しましょう。
- ▽不安を感じたときやトラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター（☎287-0858）や消費者ホットライン（☎188）へご相談ください。

### 高齢者の“見守り”にご協力ください！

普段とは違う様子に気が付いたときは、消費生活センター等へご相談ください。



- ▽最近元気がないみたいだ
- ▽頻繁に工事をしている
- ▽家の前に見慣れない車が停まっている など

## 国民年金 だより 国民年金保険料の免除 納付猶予制度



国民年金保険料を納め忘れの状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

### 「いついつまに」国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（令和4年度は1万6590円/月）を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等が受けられます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

### ■申請可能な期間が定められています

令和4年度の免除・納付猶予は、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

### ■申請に必要な書類等はこちら

保険料免除・納付猶予の申請の際は、年金番号が分かる書類をご用意ください。左記の場合は、さらに必要となる書類があります。

- ▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し（ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等）
- ▼学生納付特例制度：学生証のコピー（両面）または在学証明書（原本）

【問い合わせ】水戸北年金事務所（☎231局2283）、保険課医療保険担当（☎282局1711 内線1131～1133）